

明石市住宅耐震化促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）

第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱及び本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この項において同じ。）の炊事用流し（台所）

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2) 戸建住宅

一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。

(3) 共同住宅

(2) に掲げるもの以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。

(4) 耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。ただし、木造以外の共同住宅のうち階数3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のものにおいては、診断が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断

ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017改訂版）による耐震診断

エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断

オ 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

カ 上記アからオに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 耐震基準

住宅の耐震性について、別表第一に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を 0.7 以上又は I_s を 0.3 以上とするものをいう。

(6) 安全性が低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの

イ 平成 12 年度から 14 年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

ウ 平成 17 年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの（ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

(7) 耐震改修計画策定

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積を含む。ただし、木造以外の共同住宅のうち階数 3 以上かつ延べ面積が 1,000 m^2 以上のものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。

(8) 耐震改修工事

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。

ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）

イ 屋根を軽量化する工事

ウ 床面の剛性を高める工事

エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は市長が別途認める工法（別表第二）による補強工事

オ 減築工事（減築後の住宅が第 2 条(1)に規定する住宅となるものに限る）

カ 上記の工事に伴い必要となる附帯工事

(9) 屋根軽量化工事

住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（桟瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）若しくは重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものとする。

(10) シェルター型工事

住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工法として市長が認める工事（別表第三）及び市長が別途認める工法（別表第二）をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含むものとする。

(11) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満 65 歳以上の者をいう。

(12) 高齢者のみが居住する住宅 居住者の全員が高齢者の住宅をいう。

(13) 兵庫県内に住所を有する者 原則、兵庫県内に住民票を有するもの。完了報告実績時に同様のものも含む。

(14) 建替工事

安全性が低い住宅を除却し、現行の建築基準法を満たす住宅を新たに建築する工事をいう。

(15) 防災ベッド等設置工事

住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置をいい、別表第四及び市長が別途認める工法（別表第二）に示すものをいう。また、(10)シェルター型工事（別表第三）で補助の対象となる経費が 50 万円未満の場合を含むものとする。

(16) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法

平成 16 年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成 18 年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(17) 住宅改修業者登録制度

兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(18) 附帯工事

次の各号に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア 補強する壁の周囲 91cm の範囲内における外壁並びに第 2 条第 8 号ア、ウ及びエに規定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事

イ 耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存の備品等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付けに係る工事

ウ 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋の取替工事

エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事

オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事

(19) 計画策定者

申請者の依頼を受けて耐震診断及び耐震改修計画策定を実施する建築士法第 2 条に規定する建築士をいう。

(20) 施工者

申請者の依頼を受けて耐震改修工事を行う者をいう。

(21) 事業の着手年月日

申請者と計画策定者又は施工者が、耐震診断及び耐震改修計画策定又は耐震改修工事の契約を締結した日をいう。

(22) 事業の完了年月日

耐震診断、耐震改修計画策定又は耐震改修工事が完了し、申請者が計画策定者又は施工者に所定の費用を支払った日をいう。

(23) 建築物耐震評価者

次のいずれかに掲げる者とする。

- ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの
- イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条第 1 号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体
- ウ 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前ア、イの者と同等以上の能力を有すると市長が認める者

（24）建築物耐震評価書

建築物耐震評価者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項に適合した耐震診断及び改修計画であると評価したことを証する書類をいう。

（設計の確認）

第 3 条 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第耐震簡 5 号）及び市長が別に定める添付書類を市長に提出することができる。

（全体設計の承認）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（様式第耐震簡 6 号）を市長に提出することができる。

2 市長は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

（その他）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、本事業の運用に必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

別表第一（第2条（5）関係）

耐震診断区分		構造種別	耐 震 基 準
(一)	第2条第4号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すること
(二)	第2条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(四)	第2条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(五)	第2条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(六)	第2条第4号カによるもの	全て	上記（一）から（五）までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表第二（第2条（8）エ、(10)、(15)関係）

1	（一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

別表第三（第2条（10）関係）

No.	名 称	会 社 名
1	耐震 TB シェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティルーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェル BOX	東建コーポレーション株式会社 ナスラック株式会社
8	J. Pod 耐震シェルター	J. Pod&耐震工法協会

9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
10	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
11	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
12	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社
13	シェルキューブ R	株式会社デリス建築研究所
14	お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルターまもルーム	株式会社カラフルコンテナ

別表第四（第2条（15）関係）

No.	名 称	会 社 名
1	ウッド・ラック（WOOD-LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッド BB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠 A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみつくベッドシェルター	NPO 法人つみつくくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス（UB）	J 建築システム株式会社
11	耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ	株式会社安信

別に定める事項

関係条項	内容
	住宅耐震改修計画策定費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐震1－1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等) - 住宅の付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) - 現況写真(建物の全景2面以上) - 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 - 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類 - 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 - 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 - 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 - 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。
	1 補助事業の対象となる住宅の変更
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) - 事業の遂行状況 - 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第9条 (実績報告)	(添付書類) - 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) - 耐震改修工事費用の見積書 - 交付決定通知書の写し - 様式第耐震3号(耐震診断報告書)及び木造以外の共同住宅のうち階数3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のものは、建築物耐震評価書の写し - 住宅耐震改修に係る図書 - 配置図 - 平面図、立面図(耐震改修前後) - その他耐震改修計画内容が確認できる図書 - 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し - 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内容
	住宅耐震改修工事費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐震1－2号(耐震改修工事住宅概要書) - 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) - 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年

	齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等） 5 様式第耐震3号（耐震診断報告書）及び木造以外の共同住宅のうち階数3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のものは、建築物耐震評価書の写し 6 所有者の所得証明書の写し（全住戸分） 7 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (2) 現況写真（建物の全景2面以上） (3) 配置図 (4) 平面図、立面図（耐震改修前後） (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し (2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る） 10 様式第耐震5-1号（耐震改修工事実績公表同意書） 11 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） ※ 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合、上記3、4及び6の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。 （指定期日） 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 （内容変更申請）	（軽微な経費配分の変更）補助金の額に変更を生じないもの。 （軽微な事業内容の変更） 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 （添付書類） 第3条関係の各添付書類に準じる。
第6条第1項 （変更交付申請）	（添付書類） 第3条関係の各添付書類に準じる。 （指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 （遂行状況報告）	（報告事項等） 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第9条 （実績報告）	（添付書類） 1 様式第耐震2号（補助金算定・精算書） 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震4号（耐震改修工事実施確認書） 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 様式第耐震5-2号（耐震改修工事実績公表内容報告書） 7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの） （指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	簡易耐震改修工事費補助
第3条 （交付申請）	（添付書類） 1 様式第耐震簡1号（耐震改修住宅概要書） 2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等） 4 所有者の所得証明書の写し

	5 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 6 現況写真(建物の全景2面以上) 7 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し (2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 8 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書) 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第9条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震簡2号(補助金精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震簡3号(耐震診断報告書) 4 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図、立面図(耐震改修前後) (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 5 様式第耐震簡4号(耐震改修工事実施確認書) 6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	屋根軽量化工事費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等) 5 様式第耐震部分3号(耐震工事業計画書) 6 所有者の所得証明書の写し 7 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 現況写真(建物の全景2面以上) (3) 配置図 (4) 平面図、立面図(耐震改修前後) (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (3) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し (4) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類

	9 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書) 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第9条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書) 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	シェルター型工事費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等) 5 改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢(生年月日)が分かる書類(居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等) 6 様式第耐震部分3号(耐震工事業計画書) 7 所有者の所得証明書の写し 8 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 現況写真(建物の全景2面以上) (3) 配置図 (4) 平面図、立面図(耐震改修前後) (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見

第9条 (実績報告)	(添付書類)
	1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	建替工事費補助
第3条 (交付申請)	(添付書類)
	1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本等) 5 除却する住宅の耐震診断結果 6 現況写真(建物の全景2面以上) 7 申請者の所得証明書の写し 8 建替工事の見積書 9 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 省エネ基準への適合性に関する説明書 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替える適用する場合を含む。)の規定による届出書 (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書 (4) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業に着手する前。
第6条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。
	1 補助事業の対象となる住宅の変更
第6条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
	(添付書類) 第3条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第8条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等)
	1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第9条 (実績報告)	(添付書類)
	1 交付決定通知書の写し 2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書 (2) 前2号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類 3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し 4 新たに建築する住宅の検査済証 5 完了写真 6 兵庫県住宅再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月28日のいずれか早い日。

関係条項	内 容
	防災ベッド等設置助成事業
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第建防 1 号(住宅概要書) - 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の建築年月を証明する書類 - 耐震診断結果 - 住民票の写し - 申請者の所得証明書の写し - 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。
第 6 条第 1 項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。
	1 補助事業の対象となる住宅の変更
第 6 条第 1 項 (変更交付申請)	(添付書類) 第 3 条関係の各添付書類に準じる。
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 8 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) - 事業の遂行状況 - 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第 9 条 (実績報告)	(添付書類) - 交付決定通知書の写し - 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し - 完了写真 - 兵庫県家財再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の 2 月 28 日のいずれか早い日。